

福岡県医発第1869号
平成24年11月2日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
施行に伴う適切な対応について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課より、福岡県保健医療介護部長を通じて、通知がありましたのでお知らせいたします。

本法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の養護に資することを目的としたもので、本年10月1日より施行されており、適切な対応の徹底を図る必要があります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行につきましては、平成24年9月20日付福岡県医発第1577号（地）にて、ご連絡申し上げておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

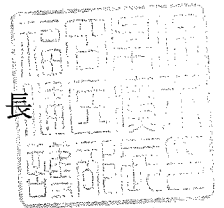
地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

24医指第2106号
平成24年10月9日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会
社団法人福岡県私設病院協会
社団法人福岡県精神科病院協会
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

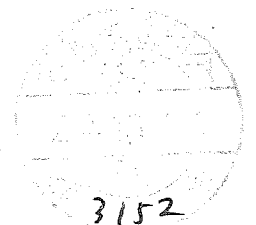
福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
施行に伴う適切な対応について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省医政局総務課から、別添（写）のとおり通知がありました
のでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。





事務連絡
平成24年9月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
施行に伴う適切な対応について

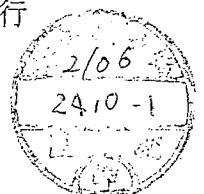
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「法」という。）の成立を踏まえ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について」（平成23年6月24日付け社援発0624第3号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について」（平成24年9月24日付け地発0924第2号大臣官房地方課長、雇児発0924第2号雇用均等・児童家庭局長、社援発0924第5号厚生労働省社会・援護局長通知）が通知されたところですが、本年10月1日の法の施行に当たって、適切な対応の徹底を図る必要があります。

つきましては、貴管内の医療機関に対し、公布通知に記載されている事項について改めて周知するとともに、貴管内の保健所設置市及び特別区に対しても周知願います。

また、障害者虐待の防止に向けた取組を進めるに当たっては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成24年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）を参考にし、関係部局と連携しつつ、適切な対応をお願いします。

<参考資料>

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」（平成23年6月24日付け社援発0624第3号厚生労働省社会・援護局長通知）
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行



について」(平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 2 号大臣官房地方課長、雇
児発 0924 第 2 号雇用均等・児童家庭局長、社援発 0924 第 5 号厚生労働省社
会・援護局長通知)

- 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」(平成 24 年 10 月厚生
労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室)

<参考資料の掲載URL>

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gya
kutaiboushi/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gya
kutaiboushi/)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 通報 ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 通報 報告 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局 通報 通知 報告 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

写

社援発0624第3号
平成23年6月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等
に関する法律の公布について（通知）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）については、平成23年6月14日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同日衆議院で可決、同17日に参議院で可決成立し、本日公布されたところである（別紙）。

この法律の施行は平成24年10月1日であり、必要な政省令等については今後順次その内容を検討することとしているが、法律の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。

また都道府県及び市町村におかれては、本法律が円滑に施行されるよう、障害者虐待防止対策支援事業等の国庫補助制度の活用等により、障害者虐待の防止等のための体制整備について特段の配慮をお願いする。

さらに、障害者虐待の防止等のための体制整備を行うに当たっては、都道府県労働局、都道府県教育委員会等との連携や、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）を所管する関係部局との連携を図るとともに、障害者虐待防止に関して自立支援協議会等において検討を行い、地域における効果的な連携協力体制を構築されたい。

なお、政省令の制定のほか、この法律の具体的な運用については、追ってお示しする。

第一 総則

1 目的（第1条関係）

本法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とするものである。

2 定義（第2条関係）

本法律における以下の用語の定義を定めること。

- (1) 「障害者」（第1項関係）
- (2) 「障害者虐待」（第2項関係）
- (3) 「養護者」（第3項関係）
- (4) 「障害者福祉施設従事者等」（第4項関係）
- (5) 「使用者」（第5項関係）
- (6) 「養護者による障害者虐待」（第6項関係）
- (7) 「障害者福祉施設従業者等による障害者虐待」（第7項関係）
- (8) 「使用者による障害者虐待」（第8項関係）

3 障害者に対する虐待の禁止（第3条関係）

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならないこと。

4 国及び地方公共団体の責務等（第4条関係）

国及び地方公共団体における責務等について、以下のとおり定めること。

- (1) 障害者虐待の予防及び早期発見等を行うための関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること（第1項関係）。
- (2) 障害者虐待の防止等の職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材等の確保及び資質の向上を図るための関係機関の職員の研修等の必要な措置

を講ずるよう努めること（第2項関係）。

- (3) 障害者虐待に係る通報義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする（第3項関係）。

5 国民の責務（第5条関係）

国民は、障害者虐待の防止等の重要性に対する理解を深めるとともに、地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止等のための施策に協力するよう努めなければならないこと。

6 障害者虐待の早期発見等（第6条関係）

国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係ある団体並びに障害者福祉施設従業者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他の障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者が、障害者虐待の早期発見等に努めなければならないこと等を定めること。

第二 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

1 養護者による障害者虐待に係る通報等（第7条関係）

養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者において行われるものを除く。以下第二において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこと。

2 通報等を受けた場合の措置（第9条関係）

- (1) 市町村は、1による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認や当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする（第1項関係）。
- (2) 市町村は、1による通報又は(1)の届出があった場合には、適切に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定による障害者支援施設等への入所等の措置を講ずるものとする（第2項関係）。
- (3) 市町村長は、1による通報又は(1)の届出があった場合には、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）又は知的障害者福祉法の規定により後見開始等の審判の請求をするものとする

こと（第3項関係）。

3 居室の確保（第10条関係）

市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について2(2)の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

4 立入調査（第11条関係）

市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができること。

5 警察署長に対する援助要請等（第12条関係）

市町村は、4による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居住の所在地を管轄する警察署長に対し必要な援助を求めることができること等を定めること。

6 面会の制限（第13条関係）

2(2)の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等の長等は、障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができること。

7 養護者の支援（第14条関係）

市町村は、障害者（18歳未満の障害者を含む。）の養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする等と定めること。

第三 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置（第15条関係）

障害者福祉施設の設置者等は、障害者福祉施設従業者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等

- (1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこと（第16条第1項関係）。
- (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができること（第16条第2項関係）。
- (3) 障害者福祉施設従事者等は、(1)による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第16条第4項関係）。
- (4) 市町村は、(1)による通報又は(2)による届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設等の所在地の都道府県に報告しなければならないこと（第17条関係）。

3 通報等を受けた場合の措置（第19条関係）

市町村が2(1)による通報若しくは2(2)による届出を受け、又は都道府県が2(4)による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法（昭和26年法律第45条）、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

4 公表（第20条関係）

都道府県知事は、毎年度、障害福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとする。

第四 使用者による障害者虐待の防止等

1 使用者による障害者虐待の防止等のための措置（第21条関係）

障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

2 使用者による障害者虐待に係る通報等

- (1) 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならないこと（第22条第1項関係）。
- (2) 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府

県に届け出ることができること（第22条第2項関係）。

- (3) 労働者は、(1)による通報又は(2)による届出（それぞれ虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。（第22条第4項）。
- (4) 市町村は、(1)による通報又は(2)による届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならないこと（第23条関係）。
- (5) 都道府県は、(1)による通報、(2)による届出又は(4)による通知を受けたときは、当該通報等に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならないこと（第24条関係）。

3 報告を受けた場合の措置（第26条関係）

都道府県労働局が2(5)による報告を受けたときは、都道府県労働局長等は、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和22年法律第49号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

4 船員に関する特例（第27条関係）

船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る2(5)及び3についての特例を設けること。

5 公表（第28条関係）

厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとする。

第五 就学する障害者等に対する虐待の防止等

1 就学する障害者に対する虐待の防止等（第29条関係）

学校の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置など当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

2 保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等（第30条関係）

保育所等の長は、保育所等の職員等に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置など当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

3 医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等（第31条関係）

医療機関の管理者は、医療機関の職員等に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置など当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六 市町村障害者虐待防止センター

1 市町村障害者虐待防止センター（第32条関係）

- (1) 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする（第1項関係）。
- (2) 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする（第2項関係）。
 - ① 第二の1、第三の2(1)若しくは第四の2(1)による通報又は第二の2(1)の届出若しくは第三の2(2)若しくは第四の2(2)による届出を受理すること。
 - ② 障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
 - ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

2 市町村障害者虐待防止センターの業務の委託（第33条関係）

- (1) 市町村は、市町村障害者虐待防止対応協力者のうち適当と認められるものに、1(2)に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる（第1項関係）。
- (2) (1)による委託を受けた者等は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（第2項関係）。

- (3) 通報等の受理に関する業務の委託に関しては、その職務上知り得た事項であって当該通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないこと（第3項関係）。

3 市町村等における専門的に従事する職員の確保（第34条関係）

市町村及び2(1)による委託を受けた者は、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないこと。

4 市町村における連携協力体制の整備（第35条関係）

市町村は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこと。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

第七 都道府県障害者権利擁護センター

1 都道府県障害者権利擁護センター（第36条関係）

- (1) 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする（第1項関係）。

- (2) 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする（第2項関係）。

- ① 第四の2(1)による通報又は第四の2(2)による届出を受理すること。
- ② この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言等を行うこと。
- ③ 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- ④ 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等を行うこと。
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- ⑦ その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

2 都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託（第37条関係）

- (1) 都道府県は、当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、1(2)①又は③から⑦までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができること（第1項関係）。
 - (2) (1)による委託を受けた者等は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（第2項関係）。
 - (3) 通報等の受理に関する業務の委託に関しては、その職務上知り得た事項であって当該通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないこと（第3項関係）。
- 3 都道府県等における専門的に従事する職員の確保（第38条関係）
都道府県及び2(1)による委託を受けた者は、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないこと。
- 4 都道府県における連携協力体制の整備（第39条関係）
都道府県は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこと。

第八 雑則

- 1 周知（第40条関係）
市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならないこと。
- 2 障害者虐待を受けた障害者の自立の支援（第41条関係）
国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 調査研究（第42条関係）
国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策等についての調査及び研究を行うものとする。

4 財産上の不当取引による被害の防止等（第43条関係）

- (1) 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局等を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする（第1項関係）。
- (2) 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法の規定により後見開始等の審判の請求をするものとする（第2項関係）。

5 成年後見制度の利用促進（第44条関係）

国及び地方公共団体は、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならないこと。

第九 罰則

所要の罰則を規定すること（第45条及び第46条関係）。

第十 施行期日等

1 施行期日（附則第1条関係）

この法律は、平成24年10月1日から施行すること。

2 検討（附則第2条）

政府は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正（附則第3条関係）

65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者と

みなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用すること。

以上

地 発 0924 第 2 号
雇児発 0924 第 2 号
社援発 0924 第 5 号
平成 24 年 9 月 24 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省大臣官房地方課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等
に関する法律等の施行について（通知）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）については、平成 23 年 6 月 14 日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同日衆議院で可決、同 17 日に参議院で可決成立し、同 24 日に公布されたところである。

また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（平成 24 年政令第 244 号。以下「施行令」という。）が本年 9 月 20 日、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 24 年厚生労働省令第 132 号。以下「施行規則」という。）が本日公布されたところである（別紙 1、2 参照）。

法、施行令及び施行規則の施行期日はすべて本年10月1日であり、法の趣旨及び内容については、平成23年6月24日付け社援発0624第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」においてお示ししたところであるが、施行令及び施行規則の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。

記

第1 施行令の内容

1 本則関係

法における「使用者」とは、障害者を雇用する事業主のほかに、当該障害者が派遣労働者である場合には、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含むとされている（法第2条第5項）。

これを受け、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）における船員派遣を受け入れる事業主を規定することとしたこと。

2 附則関係

- (1) 施行令は、平成24年10月1日から施行することとしたこと（施行令附則第1条関係）。
- (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）の一部を改正し、①指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関の指定の欠格事由及び取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」に法を加えることとしたこと（施行令附則第2条及び第3条関係）。
- (3) 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）において所要の規定の整備を行うこととしたこと（施行令附則第4条関係）。

第2 施行規則の内容

1 本則関係

(1) 法第2条第4項に規定する厚生労働省令で定める事業（施行規則第1条関係）

法第2条第4項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業又は同条第6項に規定する障害児相談支援事業とすることとしたこと。

(2) 市町村からの報告（施行規則第2条関係）

市町村は、法第16条第1項の規定による通報又は同条第2項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第2条第7項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第2条第4項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならないこととしたこと。

- ① 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第4条第4項に規定する障害程度区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況
- ③ 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因
- ④ 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等（法第2条第4項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- ⑤ 市町村が行った対応
- ⑥ 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(3) 都道府県知事による公表事項（施行規則第3条関係）

法第20条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすることとしたこと。

- ① 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

(4) 市町村からの通知（施行規則第4条関係）

市町村は、法第 22 条第 1 項の規定による通報又は同条第 2 項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第 2 条第 8 項に規定する使用者による障害者虐待(以下「使用者による虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならないこととしたこと。

- ① 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- ② 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者（以下「被虐待者」という。）の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
- ③ 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- ④ 使用者による虐待を行った使用者（法第 2 条第 5 項に規定する使用者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- ⑤ 市町村が行った対応
- ⑥ 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

(5) 都道府県からの報告（施行規則第 5 条関係）

都道府県は、法第 22 条第 1 項の規定による通報、同条第 2 項の規定による届出又は法第 23 条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならないこととしたこと。

- ① 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- ② 被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
- ③ 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- ④ 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- ⑤ 都道府県及び市町村が行った対応
- ⑥ 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

(6) 船員の特例（施行規則第 6 条関係）

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、

「都道府県労働局と」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関と」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」とすることとしたこと。

(7) 厚生労働大臣による公表事項（施行規則第7条関係）

法第28条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすることとしたこと。

- ① 使用者による虐待があった事業所の業種及び規模
- ② 使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係

(8) 法第30条に規定する厚生労働省令で定める施設（施行規則第8条関係）

法第30条に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとすることとしたこと。

- ① 1日に保育する乳幼児（児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児をいう。以下同じ。）の数（次に掲げるものを除く。）が5人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

ア 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数

イ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数

ウ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数

エ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の乳幼児の数

オ 設置者の4親等内の親族である乳幼児の数

カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

- ② 児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設
- ③ 半年を限度として臨時に設置される施設
- ④ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

2 附則関係

- (1) 施行規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行することとしたこと（施行規則附則第 1 条関係）。
- (2) 以下に掲げる厚生労働省令において、利用定員を超えた利用者の受入を行うやむを得ない事情として「虐待」を明記することその他の所要の規定の整備を行うこととしたこと（施行規則附則第 2 条から第 10 条まで関係）。
 - ① 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
 - ② 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）
 - ③ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）
 - ④ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）
 - ⑤ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）
 - ⑥ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）
 - ⑦ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
 - ⑧ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）
 - ⑨ 厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）

以上